

貞丈雜記

十三上

73

6592

25



73
號 6592
卷 25

伊勢平藏貞丈先生著述

貞丈雜記 第四帙

東都書林 文溪堂發行

昭和九年四月五日
三上重三郎氏
贈

貞丈雜記卷之十三

馬之部目錄

- 一 馬のたけの事
- 一 二毛の事
- 一 かくをいれぬ事
- 一 馬の館の事
- 一 庭系此かゝりの事 ハケ系 圖
- 一 馬は是を出きと云事
- 一 神社馬の毛定り有り

雜記十三

- 一 馬の五性十毛の事 五ヶ
- 一 古六馬と云れハ必り持り
- 一 馬のかねの事 三ヶ系 圖
- 一 本うねおろし
- 一 馬の鬃をぬくと云り
- 一 貴人の活前を馬云り
- 一 馬を飼ふ馬を云り

目一

- 一 馬歩の事
- 一 馬のかんの事
- 一 物射馬といふ事
- 一 雨を祈晴を祈る毛の事
- 一 鞆つきの事
- 一 弓杖つき系下事
- 一 かり法師の事
- 一 げくらう馬
- 一 引馬系替先別事
- 一 引出物の馬の事
- 一 やせ馬を螳螂といふ事
- 一 けり馬事
- 一 兼換肉の事
- 一 素悪の事
- 一 きつりまかちの事
- 一 引添の事
- 一 後三年画巻物の事
- 一 馬の旋毛の事
- 一 礼馬の事
- 一 馬の毛古名 四ヶ条

- 一 室町家は既の事
- 一 鹿の子足れ事
- 一 あがり馬の事
- 一 びくしの事
- 一 こみ馬
- 一 ハッ鉢子徳の事
- 一 馬系入松古名お遠の事
- 一 祿こ足りの事
- 一 馬を寄る本意心得
- 一 馬牽扱の事
- 一 貢馬の事
- 一 馬屋小猿を養ふ故事
- 一 おろし馬
- 一 つね馬
- 一 いのど馬
- 一 鞭うり馬
- 一 うくづうの事
- 一 つけどまひ
- 一 馬道よの事
- 一 馬場事

一 木馬仕事

馬具之部 目録

- 一 朱ぬり鞆のり
- 一 鞭の事
- 一 火種鞆履の事 四ヶ糸
- 一 おり鞆
- 一 楚鞆
- 一 もんのん志うらひ
- 一 みつはきの事
- 一 赤うもり鞆
- 一 つら切付 二ヶ糸
- 一 かつき志うらひ
- 一 じんぢやう鞆
- 一 遠江志うらひ
- 一 鞆色之事
- 一 あつたき大徳

おしりのけの事

五六掛籠のり 目

籠よかくとまゝ

袴のちさうま

かきとー繩

行膝の時泥障さゝぬり

みづれ鞆 けむら鞆

馬場本馬場末

鏡鞆之事 末ニモアリ

馬舎の鞆のり

三ついとまゝ

張鞆 煉鞆

袴のかこをさすごま

二重腹帯

泥障のり

とつげを嚙

武新鞆

馬糸袴仕事

鏡壇子

くまうらぬき

— 心んどうじり

— 鞭さきもちり

— 鏡鏡の事

— 尻綱の事

— 力草の巾着草

— 古の鞆より形有草の事

— 後三年の画務馬武者の事

— 厩の事

— 古銜の図

— 体のあきまんのか

— 鞆は作る態柳

— 鏡鏡の事

— 水晶鞆

— 後三年画巻お鞆鏡

— 寛治二年の鞆鏡の図

— この茶ばこの事

— 水晶地の鞆

— 古代鞆覆の事 図

— 古の鏡かけの事 図

— 行騰を鞆覆の事

— 姑くまらとの事

— たちぎくおまうの物

— 鞆の四方子の名

— 鏡のたきこの図

— 鏡鞆 前よりあり

— 轡銜 鑢 鐵 勒

— 籠頭

— へゆ柳の鞭拵拵

— だおひの事

— 子徳のまじりの

— 七条細工の鏡

— 泥障をさすの事

— 佐々木掛 馬

— 付野鞆

— 銜のたきこの事 馬二

— 鞍橋 鞆尾

— 葬禮の馬の事

— 鼻草

— 追綱の事

— 子綱をさすの事

- 一 鞍あしよりよりげりげりかかららるる
- 一 鞍あし志しげりげり拾しりり
- 一 竹たけの根ねむむち
- 一 十じゅう文字もんじ響ひび
- 一 張はり草くさ鞍あし張はり鞍あしの筆の筆

以上

貞丈雜記卷之十三

馬之部

一 馬乃たけハ四尺を定尺とす、四尺ハ一寸あゆむを一寸と云
 二寸あゆむハ二寸と云、以下是ハ准、知へ、四寸より七寸まで
 ハ寸の字をせんといはず、四寸 五寸 六寸 七寸いづきむきあきといひ也
 寸の字なきもよむ、八寸 九寸をハ八寸九寸と云、
 九寸あきあるをハ長ながハ刺さるると云、三尺九寸あるをハかららるる

伊勢 貞方
 千賀 春城
 岡田 光大
 門人
 同 技

小笠原大双紙
云貴人の内あり
馬尺寸すすもあ
これ髪の上より
こつ切ひを添
てさすしゆり
はここのかこを
さすもさす
すす

一寸と云ふ馬のたけをさす物を尺さしと云ふ尺杖と云ふ
一名弓馬秘書
 いふぬ之弓極記よ見たり
尺さしを馬の肩の通りを立てるやこの髪
の所は横は木を何寸をさすあり

一馬乃五性十毛の事青あり毛ハ水性之り毛ひむり毛
 ハ火性之鹿毛かき毛ハ玉性之ほき毛ハ水性之黒毛
 二毛ハ水性之是をさすは覺る所あり一馬何ハ木ハ金と
 ひけり火麻毛かき毛はさきかき金ハ黒二毛ハ水性二毛ハ
 猿毛鼠毛乃事さす之右の五性十毛ハありあり世の今
 知る如之尺素往來ハ云九葦毛青雲雀毛木性馬鹿
 毛栗毛火性馬霞毛駁土性馬鶴毛佐目皆色金性馬
カハラケ
 鴨毛黒水性馬さす前の五性十毛とハ少く遠たり

一前記五性十毛に限りしる半ハありは馬もさす
 あり赤さ強きハ火性とす 赤ハ火のき
すめあり 青さ強きハ木性とす
青ハ木のき
さめあり 黄さ強きハ土性とす 黄ハ土のき
さめあり 白さ強きハ水性とす 白ハ水のき
さめあり 黒さ強きハ金性とす
黒ハ金のき
さめあり 毛の外の毛色皆色を以て性を定むべしたとハ麻毛ハ土性
 と定れども黒麻毛の色黄さよりも黒さの方つりハ土性
 定むべし黒さよりも黄さの方つりハ土性と定むべし何
 色も色の強て濃きを以て五行 五行ハ水
木金土 尚て定むべし
 一雲雀毛火性かす毛ハ性不審の事是も大坪流傳云ハ
 云五性十毛のり馬さす松傳一本性ハあり毛黄毛ハ火性

を栗毛雲雀毛一水性ハ麻毛かす毛一金性ハ月色河原毛

一水性ハ黒毛氣色依目好玄曰富後安藝守大坪流此十毛ハ多

賀豊後守高忠國忠好玄カ曹祖父祿友日記ハ性備希之法名芳蓮グ目記ハ性ハめ比ハ二毛

さる毛の説も同口傳之好玄曰雲雀毛火性といハ不審存比

その為ハかす毛とひまもり毛とハ此二毛何れノ馬よりさす毛と

比ハ性ハさす毛とくも存比さす毛といさし毛といふもさす毛といふも

一馬ハ五性を定りて物ハひまもり之陰陽所ノ相生

相尅の説を以て以て相生といハ水生木木生火火生土

土生金金生水也たとハ水性ノ人ハ金性ノ毛色ノ馬を

象べ一馬よりして象る金生水也及性之ハ外流相尅と云

ハ木尅土土尅水水尅火火尅金金尅木也たとハ金性ノ

入ハ火性ノ馬ハ象べ一馬よりして象る人をとこある道理也

ハ外流真丈云馬ノ性ハ遠而行くを以て馬ノ性とすたと

ハ氣をとりハ猫ノ性ハ曉ハ時をつくるハ鶉ノ性ハ盗人を

吠るハ犬ノ性ハとらふハ人を象せし健ハ遠路をゆくハ

馬ノ性ハ外ハ馬ノ性ハ云るをべし次毛色を以て五性

をいふ人としてハ氣色白きハ金性ノ人氣赤きハ火性

ノ人氣青きハ木性ノ人氣黒きハ水性ノ人氣黄きハ土性

ノ人ト定むべき也笑ふべきも之馬ノ五性上古ハ妙法也

中古ハ末相ハひまもりハ出たると用多きたる也

平家物語卷之
五云忠清はまげ
の馬みどをりて
ける上徳をりか
ひうけしかいあ

二毛ニゲと云ふ二毛ありけり馬ハ二毛の毛ある故二毛と云ふ二毛
いあげると云朝は似る故武士ハ二毛馬を愛せぬあり
されバウチるをバ引出おも用ゆるゆ大内義興の同案
返答の書よんり又書札難く同書ハ二毛と云ふも説
也猿毛様を二毛似るおとあり是ハ猿毛ハ氣毛
が似るおねと云氣の字を似毛と云へ似る毛と云ふ
似毛ハ半を二毛も書ハ同ト洞ある故文字の似係もあ
二毛も書之黒毛二毛を水牯の馬と云け水牯の二毛ハ似
ありうす馬を故水の毛ハ馬ハ齒を以て水牯と云
又大坪流の傳書ハ高忠多賀豊後守
大坪門才也が秘傳書を引て云

に毛とハ似る毛と書ハ秘傳ハ昔の毛ハ似るもより
乃半と云へ足知ハ猿ハ毛色のやうハ同ハ如クハこの赤
まいせる毛と云へ毛ハ半以上本又ハ猿ハ毛のこ赤まハ猿毛應のこ
黒まハ氣毛ハ毛かりと云ハ毛のま別あり
又同書ハ云同相傳ハ高忠傳也に毛と云ハ又まハがちあいの
ゆまあひるやあるをに毛と云毛をバ又字ハ二毛と云
うハ書ハと云へけにけあがや半を陣ハまこへ
一古の武士ハ馬ハ愛せぬハ必忠をまき馬を捕らうと云へ何方へ
行ともまけハされハ回記ハ弓杖のまき馬ハ愛せぬ馬上の
弓の持やうあり又貴人ハ金を中るハ水牯をぬハ乳
阿ハ古ハ弓持と云馬ハ愛せぬハ人見ハわらハ

一馬を考るにかくをいふにその字は角といふ字也
 也終のありの四角ありとせしめ馬の脚をおつゆを
 かくとせしむるにかくをいふにひを今かくをあらわしか
 くをいふるありと人あり雲雲集は是の大ゆびをい
 して終のかくをいふべしとありかくといはれぬをい
 へ也一説はかくハ脚の字といふも同じくは角の字を
 用ひていふ

一馬の字カ子と云々日記ありるの如きと云ふべし馬の
 びわもいふひまもいふるのありありのめいれり
 記の形は似たりかきつぬの下
 ともす事いふる上古よりあるも今ハ言名ニ文武
天皇大寶元年

撰しる 既牧令曰凡在牧駒牒至二歳者毎年九月國
 書あり 司共牧長對以官字印ラ即マコ牒上ニ義解曰謂テ股外ラ有
 解ト言ク付心ハ牧ニ何カ牧トハ馬牛ヲ馬の子ニ也ト
 あるをハ毎年九月其牧のある國の司と牧をあづかる
 役人トたゞ牧ニ終ニ官の字の焼布を馬牛の尻の股
 の外ニおせしむる作付ス也 扱官の字の焼布あり馬
 牛ハ天子の御物ニ上ニ後世ニ及スも言の股外ニもて焼
 印ヲおして言の品位をわらふに日記ニ見ル布ノ名ス也
 ありされどもつゞきニ先ニ琴ノ柱ノいハくニぢノ
 形ハいハれハ菴ト云ハいハれハ雀ハ目ノ結ハ輪ノ

光曰尺素往来
云傳自奥州
 開伊郡到來其
 印鹿笛者北方
 飛雀者南方此
 内羽折雀小雀殊
 可有御賞靴矣其
 外菴下ニ遠雁
 文々字有文字引
 量丸等者絶以
 正之蓄可播六龍
 之德疾大輪違者疾
 間立菴下一方者
 御所御牧ニ疾別テ
 可有御靴哉乎云

遠ハ〇引兩ハ■四目結ハ□九ハ〇遠雁ハ右推
 量を以て之形を志す大方向ハ北東ニシテ月遠雁
 是ハ旧記ニ繪始あり又鹿笛云ハ猶人鹿を志す日
 有吹く笛之その笛の形を下ニ示す成べしつと云
 と云ハ洋あり山ニ云ハ山形ニ云ハ相ハ
ホテアリ
 (此ハの類ハ金鑿と云ハ旧記ニ示す布日道具之繪也)
 不見也と云ハ洋あり金を布日道具の形あり
 兩雀と云ハあの股ハ雀を志す是を兩脚といハ
 雀目結とあるも雀目結とある之相皮ハ相皮ひ
 あり〜
 ◆
 此ハ旧記ニ示す三月月ハ) 此ハ旧記ニ示す相皮三月月

不見及とあり下の名書札の
 形ニ示す

一 舊記ハ馬の下を記したる糸つと云ハ金鑿と云ハ布日道
 具之縁やう不見也とあり 馬具才法書札并類
 同書ホの書ニ示す つと云ハ
 ハつんさいといはる同ノもの之職人志款合ハ金布日の
 合ハ云ハありと云ハ此ノ字もけしんさいといはるのさびと云
 元申日杖のよの月判の詞ニ云ハ歌月又云ハ合けし
 ぬハつんさいのさびといはるんといはる時てつんさいと
 ハ合ハる具是と云ハあり 具足といハ道
 具と云ハ 相衣の合城の形を
 志依光信ウ繪のききたるハ雀ありがむさのむさハ
 此ハの相衣を隠すきたる是つんさいといハ物也 相衣ハ
 つんさい

をつくといふもあやまりはあつるれウクスツヌ
フムユルウと五音通ぢりつくとつんとつとよも其

馬の脚は麻笛といふ形あり麻笛ハ猪人が麻をあつむ
るゝ鹿のあつむをよんで吹くは笛と其の形を吹くよ
して焼て馬の股におす

鹿笛



此石を吹く
鈴の口のこと



馬の下ニ
ハルハシ
形十九シ

木をく作て頤城ケイセイのまきこる何だか作らる笛を
あけぶとく麻のあつむといふなりつとく草よとて

馬の館タチと云る日記は有り書札新くす書よ馬の館の
芽彦間田操源孫鹽以異名の子馬の館之一段と

館の字又主の字
を用ひ主の字や
字之を牧とて
かひ並依心傳
あつむとこのた
ちあつむの馬
とて

子細阿馬は名書状は叶未ハ書載は幸也とて兼
少書よとて書まわらるるは状は名付平をとの幸
のこく一書まわらるる源孫たつる田操彦
あつむを添状にて書先平を書くおあつむ下平
そ可書太刀あつむ同前彦間田操源孫鹽を一段の事
をバ内状よのまき也とて木とて趣を以てあつむ
間田操源孫鹽ハ牧の名は是を書くを下所とて
前よあつむ平と割之館とて真益云あのたつむ
たつむと云たつむのまき館ハ是也彦間のたつむ田操の
たつむ源孫鹽のたつむとてあつむは牧とて詞を以て館ハ

置くはく何れ牧もする駒といふも彦間田原
 弥留三ヶ所の牧ハ良馬の出る牧也其説ハ尺素從奉
 馬の事を書くる状の文章も多久佐里に本牧兩三疋
 須弥足井邊并^{エタフナチカハ}肢尻地拍_ニ習_テ馬作又云大輪遠
 彦間立菴下一方を所_ニ地牧_ニ比_トあり多久佐里
 又記_レた_ル田原_ノ須弥足井_ハ前_ニ記_レた_ル須弥留也
 彦間_ハ前_ニ記_レた_ル又_ハ彦間_ノ立_ノ字_ハ前
 又記_レた_ル館_ハ同意_ニ肢尻地拍_ハ習_テ馬_ハとい_ハ肢
 四足_ノより_ハ地拍_ハ地_ヲある_ハ時_ノ形_ハ四足_ノ形_ハ尻_ノ
 形_ハ地拍_ノ形_ハ多久佐里_ハ本牧_ハい_ハ須弥足井_ハ

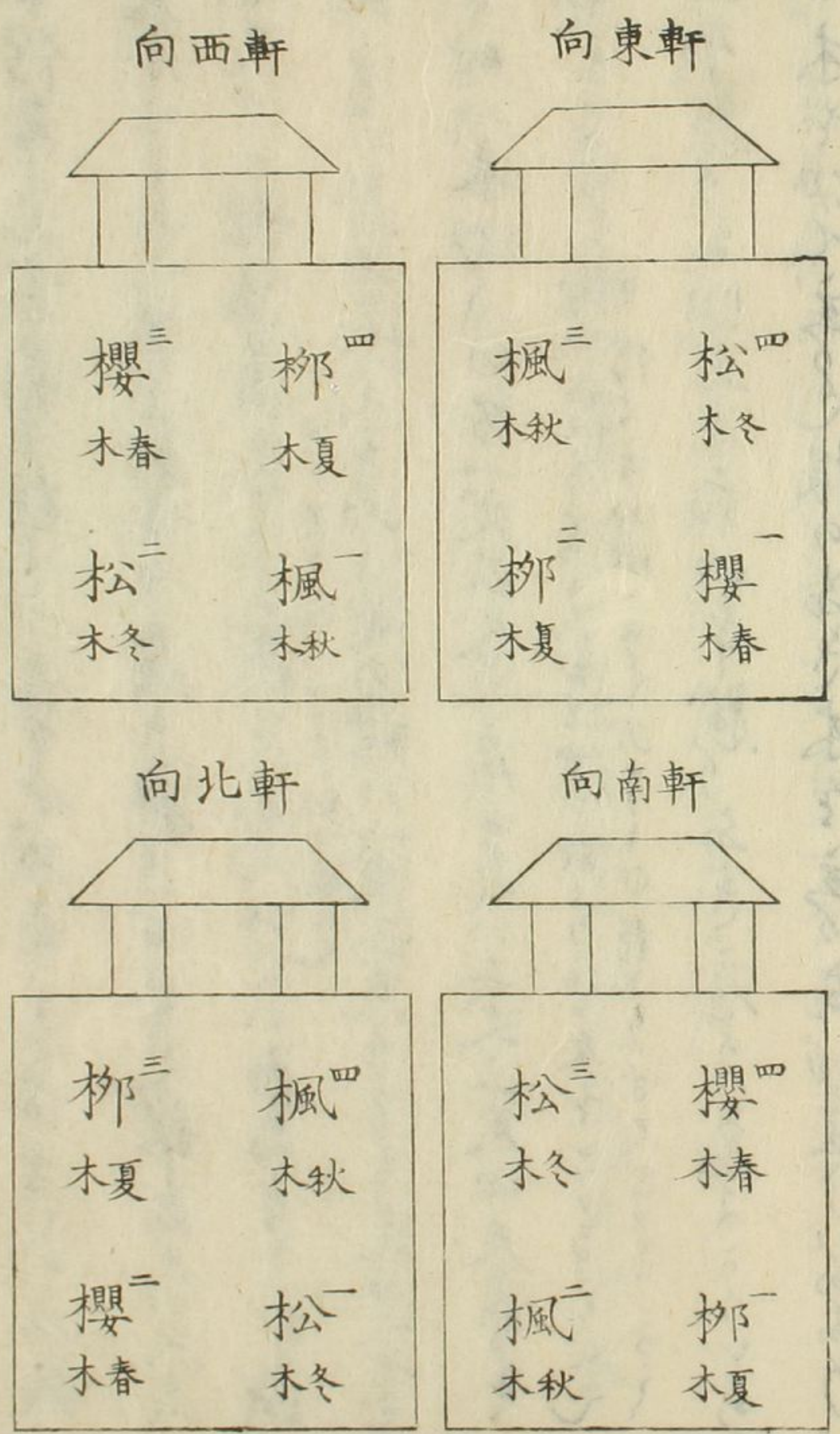
源平盛衰記云
 いけつきとハま
 久毛の馬
 八村やうた
 ありきう尾のさ
 さらし白うけ
 多毛附のやう
 かくさ馬こ
 れも陸奥國七
 戸主の馬麻呂
 合統はあく
 ハカ子物
 毛七のた
 毛七のた
 も七のた
 くの飯
 毛七のた
 目

意といひ出所の地牧_ハ對_シて彦間_ハとい_ハるを以_テ考_ルが
 多久佐里須弥足井彦間_ハけ_テい_ハ牧_ノ名_ハけ_テい_ハる
 牧_ノ馬_ハ肢尻地拍_ハ各_ハ習_テ馬_ハとい_ハる
 是ハ須弥足井_ノより_ハ是_ハ彦間_ノより_ハとい_ハる
 馬_ノ飯_ハい_ハけ_テい_ハるも馬_ノ面_ハ越_テ時_ノか_ハい_ハる
 を以_テ仙臺駒_ハ出_ル佐_ハ信濃駒_ハと_シて_ハ名_ハも_ハ其
 名_ノの_ハた_ハち_ハを_ハえ_テい_ハるも多久佐里須弥足井彦間
 三ヶ所_ハを_ハい_ハる牧_ノの_ハ名_ハを_ハお_ハす_ハけ_テい_ハる
 牧_ノより_ハ出_ル馬_ハを_ハ古_ハ美_ハと_シて_ハ牧_ノに_ハ定_メり_ハ
 雀目_ハ結_ハ遠_ハ所_ハ麻_ハ節_ハ木_ノか_ハね_ハを_ハい_ハる

一本平おろし平といふ事ありお平といふ麻節同結木をいふ
 こおろしといふ馬を牧するおろし平をおろしたる平の牧をいふ
 おろし平といふ事とて産る田原源流源流ありては牧の名を
 牧といふ事を知るべし

庭木の栽植三百四方は隅々木を
 植へて庭を東南向すればその庭北東の隅は松南
 東の隅は松南西の隅は柳西北の隅は楓を植へて
 貞衡の説は外にこれに同云云集まるといふ

○馬庭系四本栽木の栽植の事



右軒の向は依て木の植ゑのお遠ある趣を同云云集ま
 るては此をいふは馬庭を依ておろし平といふ事を知るべし

又あ藝者天文年中ノ人ノ大坪尻ノ達人也

しめんがらふ之富友右兵衛尉好玄が記は云右木の柱をう

ぬげ之但八まきうこれおハキマウのあハ軒と木のる一丈五尺

口傳は是家のちも柱よりとりてのちもといはるるん

大小よりん木と新との廣き狭き可る之但六尺六尺

九尺用は時のちも是より廣きあんいといはるる

外高の外ありべタケ長キ木ノウララ切て柱ル也一丈五尺は高を定むせむ

き耐ハ木りくのる一丈五尺之廣きれバ二丈二尺四尺も

一丈二尺四尺も

四本ありは切立と云ハ四本ありあき庭は急なうり

は木を切てまると根のあき木をまると有切立といふ

小笠原共秀の記は切立六二丈或ハ一丈八尺之又云切立の

事松とてハ皆杉と柳是ハたよまへに二本ハハ不

若きと是ハ鞠の庭の切立を云庭家の切立可准之祓庭

好玄記云切立の時ハ一丈五尺は高ハを定むせむ

木りくのる一丈五尺之廣きれバ一丈二尺四尺も

と云々 鞠秘書云平介切立とて竹を四本まると

後代ハ切立と云ハ布をまると昔ハ竹は切ら

四本懸り本ハ根ある木を括り之假物ハ木を切て

切立と云へ馬故実云皆松又ハ切立とて竹をまると

てハ意をあらへ前ハ記をぬく云登んのまへと云

一 四本懸りの近頃は、その一本本を括る事もあり是を以て
け本と云ふ事なげ本あり時の會知を以て案集を以てりなげ
本の互にお後志を以て四本掛りの外あり

一 庭騎の事後多の院宸記建保四年四月十四日冬内
侍方有庭騎真中宮大道兼隆度と云馬方人解
願云、高後お誓守好云記云庭京を以て曲る事なげ
建保の以既に是を名目せられん事なげの鞠の以盡りて
馬は況の事東鑑承元四年九月廿日依る本左侍の尉兼綱
は馬を道む昨日近に國へ至る今日鞠の盡る事なげ
法賢義村記云々

一 庭乗事の事武家とて馬廻り指す事なげ小笠原宗茂也
手網秘書馬術抄書云々云々云々云々云々云々云々云々云々
馬を左廻りし武家おあり武家とても真馬を以
は時、真馬を以て一廻り乗は也、鎌倉京都西將軍
の時共、真馬ハ武家とて乗は法賢後林お乘は道
を以てりしは時ハ真馬を以てりし物之を後大草子云々
廻り武家とて庭京を以てりし物之を後大草子云々
乗はの方へ引折ると云々なり折廻すも真馬を以て
りし家やりし又法要縁抄云馬を貴人の方へ向ふ事
乗は武家ハ左へ折り家ハ右へ折ると云々云々

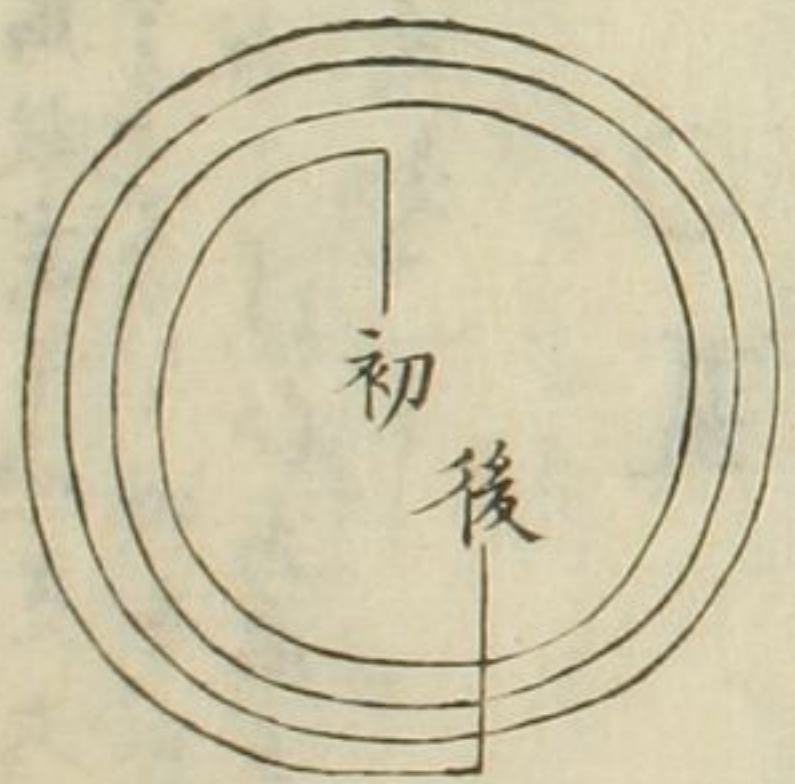
一 武家の四本然りの庭乗をときる。柱を鞠の罫
 然るに列にゆれどもむらゝの四本然りて
 より起りたる今川を後大草より云鞠の然りの
 庭乗ありて然り外を京之内馬を入るに
 四本然りておすもすりてはははは鞠の然りの
 半くさる異也

一 庭乗の事 光大補入 弓馬故実より馬は京で鞠あゆむ
 先きののり引向くが口を引く二是三是復た
 一相をへ京出へて及まをひく時何となく
 馬の物とれさむ

志さううとて見えて志さううその中へ京出へて
 ぬ口一段つよへ京よりさるるも又口つよへ
 生得志さる口のある志さうぬも志さるの
 相丸へ京出へて二本乗へて相丸を京へ引向く
 とさる時とさる京出へてさる時とさる
 京出へて何れも一書も必在へ京出へて

○庭乗之図

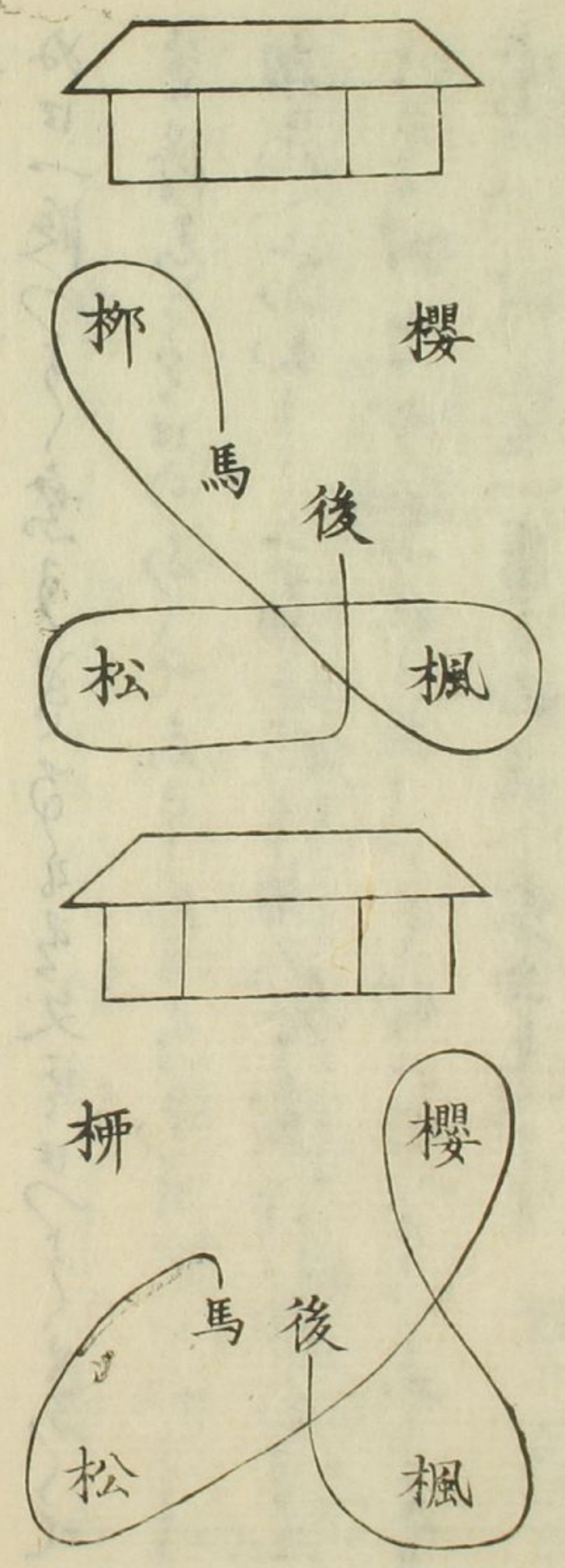
軒



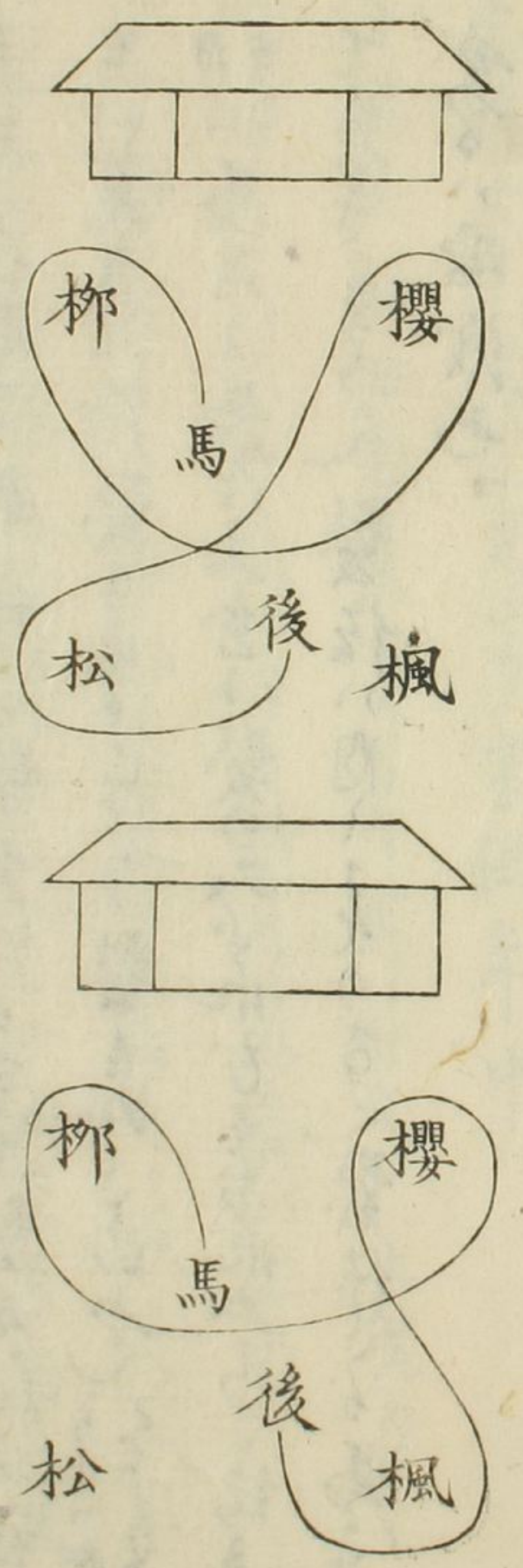
必さう内より
 外へ京出へて
 れも京出へて
 まははは

一 四布懸の懸掛之事
 馬故実を以て大補入之但あり
 ありしより四布懸の柱の馬と
 以てありし柱の馬とハあり遠ひあれど
 四季の懸掛ハこの圖を以て知るべし

○ 春 若草堂殿の本を
除てあはれも同 ○ 夏



○ 秋



○ 冬

一 皆和又ハ切とて竹を立てる庭を以てハ懸をこめてあり
 記をこめて二篇のべしこれとありとありバあのこと
 いうやうなありともあるべし又雪の朝庭の多一版
 大百の一版はあはれぬのむしあはれぬは同ハ記を以てあり

ずハ一足も目途を察せず何篇も敷の足あり指すの事
福の事又ハ長く此の事目どむるの事以上先大補入

一馬の鬃をぬくと云事舊記にあり言の敷を引ぬると
いふ事鬃を結ひたるハ鬃に野鬃を本式とする事大
追おはし野鬃を射す時ハ鬃をひく事鬃をひく事
を引ぬると野鬃をぬくと云事鬃をぬくと云事
目ハ馬を立馬を立馬ハ鬃のみぬれむ事ぬれぬ事
て鬃をぬくと云事鬃をぬくと云事鬃をぬくと云事
鬃ハ略儀也

一馬の足を出すと云事旧記にあり是を察せし事

一貴人の足前ハ馬を射す時ハ鬃をぬくと云事
是禮儀之旧記に見ゆ事享保年中

有徳院極西番の法士なるを察せし事 上院あり
可考なりけかゝるを察せし事察せし事
公方極ハ鬃をぬくと云事鬃をぬくと云事
乃中せしハ故実なりぬゆハ此の或生ハ馬の鬃
志ハぬ人おハ

一神社に其社に付て神馬の毛定ると云事
乃可也毛をハ斟酌しき事大内同答と云事
其社に付て定ると云事神道家の外有識の人

論語郷黨篇云
紅紫不以爲褻
服トアリ朱子ノ
注ニ褻服ハ私居
服也トアリ私居
服トハ私ノ家ニ
常ニ居ル時ノ衣
服ト云フ事ナリ
是ハシキニアラ
ハル常ノ衣服ヲ
イフナリ

けちちと日記あるハ七ノ地道のあり晴ハ非日を褻と
以倍はげもされもと云初は同一言の褻道もたよ
道を行く是あらと云あり

物射馬といハ犬追物笠掛や海をあらを射あハ一騎
射はあれたる馬を云下地るとも云

澄をそとどうの志くよめんづけんと云馬書は何りそ
いこれ志とい言の服の才沈のあもあも弓馬故実ハ澄を
やうのありてい言を吉ききい腹帯れゆひと結不そとどう純
志よめんづけんと何り兼澄肉と書又志やるとどう志
志ともいひあり
サウドウノシ、
アブミヲカタルト目

丹生の神の社ハ
大木の園也

神馬は四季の行やうハ神併の類ハ

雨を祈り晴をいの村ハ神社ハ納馬の毛色するを祈
はハ黒毛を用 馬ハ水の色
くわん心し 晴を祈るハ白毛を用 白ハ空の
まされ

心是ハ家方の故実ハ古語ハ「神」も「馬」も「駒」の毛の
いろをせするも「丹生」ハ丹生の川上とあり 伝紀同書
まんじ

弓馬故実ハ青くらと云るの毛の多由也あもあもいハ
詞ハ「あ」ハ青黒あハ「い」ハ「う」ハ「ま」も
このまもあも毛ハ「い」ハ「う」ハ「ま」の
色ハ「あ」ハ「い」ハ「う」ハ「ま」の
の毛ハ「あ」ハ「い」ハ「う」ハ「ま」の
の毛ハ「あ」ハ「い」ハ「う」ハ「ま」の

何れを以て分別をも也

一鞍つ不とハるは乗るに可前へかかるといふかきる也

くつ不と云へる馬故実を見せり

鞍の四節の
乗るに云へり

一さうもあちとハわくと云へる同書も見せり

一わくと云へるかいらし目書も見せり

一馬は乗るおりの対り杖つき指のり大迫馬場赤馬記

と云馬より乗指先手を右の手へあつて杖をつき我目

よりあち高か、いさうして弦を馬の尻の方へあつて手を

立てて手綱を右へ鞍の前輪は左の方の手綱をつり引

つて左の大指よりゆへあち痛をわけて乗る用害記云

昔ハ馬は乗るど

あれハ必ず手お

かきりて馬を

持て乗るハ必ず

杖つきて乗るお

のりかきりて手

綱をつきりて乗る

ハあち手綱を

ばきりて乗るハ

後代はあち手お

かきりて乗るハ

あち手綱を

ばきりて乗るハ

たう昔の乗方の

書は手綱捌と

云各目云きり

たの故あり

り杖の月向外向と云るは内輪を三弦を右の方へ向ては
きて乗る手綱を右と云るは左と云るの是れ我是と云るの
あちと云るは乗る又外向と云るは弦を外へあつてつて乗
時の手綱をハきりて乗るはあち手綱を右へ向て乗るは法
要録抄は云乗馬乗る杖をつきかきりて乗るは乗るは
手綱をハきりて乗るは手綱を鞍の前輪は左と云るは乗
て手綱の本をうけて手綱を右へ向て乗るはあち手綱を
手方や乗るは云乗杖つきて馬は乗るは左の方の
の手綱をうけて乗るは左の方の
杖つきて乗るは左の方の

乗る弓のゆるむ時めいとおぬふよ綱をとりてし
乃ゆあしてあつてある時同様に依て書き真如返
善書なる杖をつきあつて弓と西の足とふかあつて
俣者の足鏡よりけりあつておのち下をたきう強いのあれ
あつてやえあつてをたきうすにきりより一月社上をたき
つる上へ杖へし手の外はありありの時おのちのこころ
をまひり弓杖をついてあつて一日うき指さの時さいつれ
の外へ入さうゆびとたかく指とをきく指のゆきをたき
出べし強とつてその事なるなり

一 鞍並馬を引流と裸馬を引流と進物はまゝなる古

代よりしるしあつてあつて進物の部を記す

一 かり法師と云ハ髪を切りしるすのり髪を削りて坊この
扱はしるす心よりかり法師と云ハ平盛表記卷十四云
伊豆守仲綱ハ頼政の子本の中丸名馬のを大将宗盛の乞とて
仲綱おそれと云いれり安うらぎおのひりれハ競り引出
おはゆるる小箱色をたきあせり髪をかり法師と切し
平宗盛入道と合焼して京へ向けしぞ放川と云
小箱色ハ頼政の赤巨濃逆競蹴はと
よあつて平の宗盛より終りし馬あり 弓馬故実ハ南世髪を切る馬
をかかり法師と皆人のいありし中よりきりし髪切り
しるすも又ハいづかとも云ふか長くありたるをハ小いづ

山岡明阿云法師
髪合昔物語に
えり法師髪
ハ今云かりたて
と云おや
合焼ハやきうま
をあつては
あり

笠掛射多神拜祀
云鬘切り馬は
てれを村ぬる
但大いいうま
てかたはれあふ
万射と云く

かことも云く又云馬の鬘ハ新鬘なりなり二品也

新鬘本儀之なりなり結鬘 是ハ新鬘の先
をのりて六寸斗

押し切 又管鬘とも云鬘の先を一文字
三十二は結鬘とも云 九頭 加

切て又右より左んをまぐる心形なりぬいりぬいり故あるべし

小さい鬘 是ハ鬘
のふさき ぬいぬい あれども惣名鬘切りなる

かりなりぬいぬいと云やうなりぬいと云より鬘切り馬と

ある意と云やうなりぬいと云されば本式ハ新鬘也

飛弾弓惟久 土佐後陣の祖
実朝の時代の人 後三年合戦の絵の

騎馬武者の襟のふさき今世の人ぬいぬいと云の

一 糸外へぬりる鏡の内へ習のまふ踏込る袴はあは

むくらう馬と云事古もあはる源平盛衰記世世 平氏
下ル糸

出けうりこも首をもか持髪付りぬいと云やあは

て物の用は叶ひぬいと云

一 馬の旋毛 ツジ の吉凶の事 和漢古今に沙汰を事あれども

抱いすひと云事馬ハ足をもくして何も二世あは

吉く是かきくして色くらせある凶くは外は吉凶何と云

うすくあれとも人のもと道物なまらぬ旋毛の家

ふはかろぬいぬいと云我々料ハ旋毛はかきくる

寛正日記云云方
様馬に注文
内下ハ差當
たる石斗と云

事之概美慈葉 一葉抄以兼良 賜沙馬可降自中門切

妻後跪指笏 或懐中 取沙馬上手綱 或下手綱見玉藻曆仁元年 向法

所方一拜 隨身置多付上手下手綱引私按馬右ハ上手左ハ下手也 右手綱ヲ清取

渡武家目 右武家云ハ家所殿内代の武家云云 謙倉頼朝の時代

差繩を而て受言渡 之末隈 九文治五年已

西六月廿日ノ條大庭平太景能志為武家古老 中畧 賜

沙既渡馬 置鞍 小山七郎朝光引立庭上景能左緑朝光

取差繩端投景能前景能右居清取令取郎從二品

入法之後景能招胡光賀云吾老毫之上保元合戦の時

被^ル疵之後不行歩道退令鉅舞領御馬難下庭上之被

投繩思其芳志直千金二品又感朝光所為給 右

ハ差繩を渡 按ルニ前ニ記シタル曆仁元年ハ文治五年ヨリ五十年ノ後也僅ノ年数ノ間ニ手綱ニテワタス

ト手繩ニテワタストノ違アリ但京ト田舎トノ風俗ノ替リ狀

前ニモ云コトク京都將軍家ノ時ニハ手綱ヲ取テ請取ワタシ

有シ也鎌倉ノ時代ニハカヤウノ禮法

モイマタトハハサリシニヤ

一馬の鬚の白きを雪よりみまき夫木抄源仲正の歌

よ一ひのりれりまの可ひまをむじりまの雪よりみ

と見ゆ卯の心 卯の花の白きをみるの意あり 東鑑卷十一見

しる馬の色色 老よすあれ 〇くらげこびい〇さくま

のひまらげ〇あくらを海〇あくららげ〇くらげまあ

びたい〇くららげ〇あくらまきくらげ〇をまあ

東鑑卷卅 黒茸毛 白鹿毛 同卷廿一 黒糟毛 赤茸毛 白栗毛 黒尾毛 同卷卅三 鹿毛 鶉毛

馬廄の多之亮
院内府記は元
馬具の部にある
見合べし

い常此は府所と此對面所との間は二間の此る處あり東
の此門の前は西むきより捨き名の此馬廄より上二兩は是
齊下つきへけちあり服うけとて手繩のことくうち
ませくゆききき尺ぼうにいしつゝあの端を黒皮を
ゆひて後うけはまもひ付て黒く是を名なきせらるひ
おしき服うけもあつてよりの布をき手繩をさせし
是の此馬廄の老ききよつてまひ志うり杖とがちとげ
ひ志やうとまげはまもも向て指し之次郎四郎兩人仕配
ゆしゆし 又まももは各段もつか
根本ハ麻あり

一 右同書は云はる處はたぬ毛ハ何ハ毛又がちが承

之大名も同前

一 眞馬の事右同書は眞馬と申は正月五日は徳園より
糸ゆを以てあまは此隨身糸合る内へすの此此處を糸合る
物とありゆき引てまのりゆきまの眞馬ハ徳園よりみき
物とあるまの此方の此所へ糸を糸合る方此處有る
禁裏へ献せらるる内へ内裏をまの
笠懸犬追物流瑞馬此物ハ言を鹿子足と申て射と麻
子足と云はたりく是の物とたは是ハたたりと鞆玉
をうけ拍子せし麻子足ハ拍子の名大なりて飛あり
麻の老る是の如くありゆ(麻子足と云は拍子)

細川澄元は常
記云馬の常の
走り常の常
古まはだく是
てもまはだく
まの常の常
ハ今唱麻子足
あるべし

藤子足と云名
月八又へ下

切ひきてだく是より戻るとありこむ之若足二つを一段
より上をくゝあは是つひひ
狩の時もかのこ足あるへしやがらあハ
かけ足と云説ありあやありある
べしやあまあかきりけ大連あきる上のこす物と云こつひもよ
同類のあきやあまあまきりかのこ足と云あ用するいもれあ

一馬を猿を養ふる大和本草云馬経厩母猴を産
馬乃疫癘を除くと云り 潜確類書曰猴皮碎馬疫
本邦も猴ノ馬病をさるを忘れり又東晋の趙固將軍
甚愛スル所ノ良馬死ス趙固是ヲ惜テ賓客ニ接ス郭
璞ト云仙術ヲ得タル者河東ノ乱ヲ避テ此ニ至ル門ヲ守
ル者シカクト語テ内ニ通セス 郭璞カ曰ク吾レ能馬ヲ
活スベシト守ル者驚テ入テ白ス趙固趣出テ云ク君能

吾馬ヲ活サンヤト郭璞カ曰健夫ニ三十人ヲ得テ皆長竿
ヲ持シメ東ニ行コト三十里ニシテ丘林廟社アラハ便テ竿
ヲ以テ赤拍ハ當一物ヲ得ベシ急ニ持テ帰フハ馬活ント云
趙固其言ノ如クスルニ果シテ一物ノ猴ニ似タルヲ得テ持テ帰
ル此物馬ノ死タルヲ見テ便其鼻ヲ嚙吸ス頃アリテ馬
起テ奮迅嘶鳴スル事常ノ如シ又向ノ物見ユズ趙固
大ニ稱賞シテ資給ヲ加ヘタリト云右搜神記ノ趣也又
漢事始ニ云東晋の大將軍趙固ウ象ノ馬暴ニ死
す將軍これヲ悲シむ甚ク郭璞これヲ告テ我ニ此
を生さんとして數十人をして竿を以てめ行事三十里

一 一獣をほりて其形猿の如く持御りて馬のおよま
彼獸鼻を以て馬を吸々々馬起て躍り事故の如し
將軍甚悦べり今獼猴を以て馬既の中は置くを
是より起水りと獨夷志よ出たり

一 あがり馬を主馬ト云後足ヲフミ
若足ヲ上ケテ也一ニツクに繩きし指犬追拍政情記

又云あがり馬ハ繩をきすべし腹帶ハ繩をに入れて
引返す前足ニテのるへりてり馬ふりむあり

強くつめゆハ先へ馬こちがてて就得らぬよし仕之古キ
画ニ
此神ヲエカキタルアリアガリ馬ノ繩ト云事ヲ知ラヌ人ハ不審
ニテ何ノるノ繩ソト云アリアカリ馬ヲアカラセヌ為ノ繩ナリ

一 おろし馬とハ馬の足のもじ指虎の前後の足を一度は

もこひ次は右のお後の足を一度はもこふて歩拍一拍

あよ足をもこふオロアシは踏足もておろしありの略語にあらあ
ハおろしあといふは馬ハ足を四拍子よもこ

が細あつはつひいおろしありのるハ足を二拍子よもこ
びて足つひいおろしありままたまこのありおろしありのるを云

おろしあといふはシの名にござる
なすうら
一 ひいし馬とハ常の足つひいのるを云おろしありのるを對

して云名目いひいひいありの略語に常足とも云
是とも書いひいし馬のまじびやうは虎のおは次は虎

の後足次は右のおは次は右の後足は四拍子

シの字はごりて
云座のうば

一 つま馬といかづりをさすつら上げたるぬくりて手綱
を引つうてやがり行く馬を云衆人をつれす言ふ

一 こみ馬とい屍こしてあと志をうし引出さし出さしはるし
いりぞるもいがかしつらも云ハ先へはすしとすりるを

一 八ッ袴子綱と云る犬追物ハ後を歩只の可ハ後を歩ハ
ハッ袴子綱と云る犬追物ハ後を歩只の可ハ後を歩ハ

信綱記ナリ 手綱ハみもあきれりてヤハ

てみどかさびやくい手綱を去く取れてひぢれ後へまいる
をハハッがらたつあしひてはらき事よし云く
掛ハッ袴トハ
未出逆のた

の傍は抱ゆるいの手綱の腰はたきまき手綱をハッ袴付てらるくためが
あつらふゆわくことか手をたたくハッかろくぬとも云まハッ袴を
たたくひぢの形は似る
ゆハッがらち手つあつらひ

一 馬は鞭亦事ハ犬追物ハ後を歩只の可ハ後を歩ハ
見あきこと老のひろ首をて歩又るのまひりころ物るは

手綱の後の後を歩ハかきまきころの道を歩るもあし
竹馬記ハ 土波伊豆守利綱の家紀ハ 元元たり元馬術の古書ハ
この書ハ永正八年の書ハ

鞭の亦亦あましあれはる今世の人ハ亦亦をさるも元
えず口まればたおかけ足を歩る可うころを歩斗あり
馬の衆入指はるも急もりも古今た遠く今今衆入指ハ
細長き馬場はするの足あはるひる上の人ハ身飛美く

是て兵具をつゝふま事なれども志どけあまらざる
 戦場の用なき事とも見えぬ元来武士の言はるハ戦
 場は用んる為なれバ別は軍事と云事ハあるまじき事あり
 然るも別は軍馬と云るをこゝに出入るハあらま事也
 古の東方の書ある東方の繪圖をえて捷く細き言場
 といハ古の如くの象ハあまぬるを考へ知るべし又馬は人
 をこゝとるると是の筋を切らるる病是の如
 己物はあつて是の如くつく言ハ戦場の用はたすまを
 疾るかどを好むハ人の為の足也と賣るをまはるあて
 つゞげの此書 書名 象馬方の事なまづつゞげの
 だん

事なきだん今世だん是と云事同く按よりつゞげの象
 馬の流くは法といは法くは尻をて鞍をつゞげとい
 あつと云を略しといと云尻をきて鞍ををつゞげらる
 是と云事之足ハ馬の足に前こふしを云
 一 福にあはる圖書は云福は是と云ハだんくの指はして指
 のまゝるやうありといは指をまゝ
 一 法けむいとい事同書は云法はまひとい事時のけむい
 を中につるるとハ象ハ人の身ハよるをまゝといハ人ヤあり
 事ありといは法は法けとい事ありは事の時馬が象人の
 方ハ事ありは事せぬとい事ありは事ありは事ありは事

馬が此より先世海へもすれん

一馬を養ふる事急を能く好む事馬ハ新を生水にて
新の草を食て生長する物之草ハ冬の天然の食料之草が
飼料ハ草を以て才一として糧食ハハ草次として飼
べし此れも水は強く肥す瘠むして是健之馬を
多く飼ハ馬大に肥過て身重く是遅く息を切里
やま馬ハ足物も備ありは亦も軍用の為と表す者之
物又見物をまじりて肥りを悦ぶハ武事ハ亦もあり
又厩の馬も冬ハ綿入る衾を着せたりある馬ハ
野にあり可余をきる物ありは亦も衾あきせたり馬の身を

おこがすれハ弱くありて軍用ハ立あつて能るの天性を
知るべし

一馬を將軍家より一進上ハ鞍置馬は添て裸馬を進上
せり也是を引副と云ふ今川了俊大双紙湯馬を進上
せりハ鞍置馬一足けこ馬一足引副と号之
年中行事 繪朝親行
韋卷ニ鎧馬唐鞍ノ具ヲ鎧タル御馬ニ足次ニ裸馬ニ繼
銀面尾袋ノミカケタル御馬ニ足牽タル躰ヲ画カキタリ

一馬を常て懸以目より手繩をひくと手繩をひくとの
是列の事今川家記抄云孫倉將軍の元之の境飯の馬をハ
手繩をおかけて中手繩をして牽し此時けこ馬ハ一の
此馬の如く二人して牽し普通の儀もハ一人して引事

あるべし。是時ハ手ハあま引之けど馬の如く何れ引玉抱
 の馬ハ引手系リ此の如く法口を少おすはうし法口を少
おすはうの
正面又立向し西のうつこのむつを
おすはうをわけて三足走さうかまし 今川大草子云挽飯
の系此馬を建
 又ハ鞍並馬一疋引副と号之役人ハ繩と
 百鳥帽子懸をて未を結て一かこして袴のゆい
 たちをきく様で引ておあせの手繩を付て下手の者了
 引もて下手ハ中間の役之引副のりハ始の役人同也之
 是下手の手繩をてうび只一人引ゆおあせの手繩とハ白
着ま併之をの布を
之より又おひる繩之幕の手繩のゆい挽飯又道上の馬ハ手つかハ鞍を
おうけて是手おもをたちよけて引るのたを上手とて下手を
す上手ハ侍の役を引下手ハ中間の役を引るをわたりたおえ
て下手の者も引するといハ下手繩のりハ目よりうり時二人と引

也。是ハ下手かきとてせし中官ハ退て侍一人まて
 下つたを引て引て常ハいひおもて引るあり

一 馬場と云名目上古よりあり之平城天皇大同二年五月
 壬辰驚輿晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延暦廿二年
 正月己巳御馬場殿觀射云々類聚國史
日本記畧と云バる巻と云ハ
 又ハ馬場何り〜殿有ハ馬場殿と云馬場と云名目
 久しき事也

唐土三木馬ノ名見
 二ハ性理大全六十四
 宋孝宗 条三朱子
 曰孝宗是甚次弟
 英武劉恭甫奉事
 便殿嘗見一馬在殿
 庭間不動髮一日

一 木馬と云り古代之書より見あり慶長以来の物多し
 其後ハ富孫安藝守好玄子綱切掛と云也天文の云我
頃也
 亦一族より富孫小四郎と云ものより世に孫も藝能
 をするおふてるといひも言をハ帰業中奉たけて今ふ

